

遺傳的不良形質調査要項

制定 昭51. 4. 1

改正 昭60. 4. 1 平 8. 4. 1

平14. 4. 1 平24. 12. 1

平29. 4. 1

第1 この要項はホルスタイン種登録牛の産子に発現した遺傳的不良形質を調査し、もってその発現を減排することを目的とする。

第2 この要項で対象とする遺傳的不良形質は次のものをいう。

- 1 長期在胎
- 2 無毛
- 3 軟骨發育不全（ブルドック型）A型・B型・C型
- 4 先天性盲目
- 5 単蹄
- 6 矮小子
- 7 無尾
- 8 口蓋骨閉鎖不全
- 9 B L A D（牛白血球粘着性欠如症）
- 10 上皮不全
- 11 遺傳性筋れん縮
- 12 乳頭異常（盲乳頭、融合乳頭等）
- 13 ポルフィリン病
- 14 ダンプス
- 15 C V M（牛複合脊椎形成不全症）
- 16 ブラキスパイナ（牛短脊椎症）
- 17 C D（牛コレステロール代謝異常症）
- 18 その他

第3 ホルスタイン種登録牛の所有者又は管理者及び登録委員その他関係者は、不良形質の発現を認めたときは本会へ別記様式により報告する。

第4 本会は前項の報告を受けたときは関係牛の原簿に登載し整理、保管する。必要と認めたときは現地調査を行うことがある。

第5 この要項は、平成29年4月1日から実施する。

